

令和4年度 定期監査（保育園・学校）結果報告書

第1 監査の基準

この監査は、江南市監査基準（令和2年江南市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

この監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査である。

第3 監査の対象

宮田東保育園、布袋西保育園、古知野東小学校、草井小学校、布袋中学校

第4 監査の着眼点

- (1) 配当予算の執行状況、消耗品等の受払いが適正に行われているか。
- (2) 備品の管理及び台帳の整備は適正に行われているか。
- (3) 施設の管理状況は適正に行われているか。

第5 主な実施内容

令和4年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ担当課から資料の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取し、併せて関係諸帳簿及び書類等进行检查して監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

宮田東保育園、布袋西保育園、古知野東小学校、草井小学校、布袋中学校

(2) 実施日程

令和5年1月24日、26日

第7 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められるが、以下のとおり一部で改善・検討すべき点が見受けられたので、今後これらの事項に留意し、適正な事務執行に努められたい。

なお、監査で確認された軽微な不備事項等は、是正を要望した。

【改善・検討事項】

(学校)

- ① 薬品の管理について、薬品毎、期末毎に使用量、残量が適切に管理できるような様式を見直すとともに、定期的な使用量、残量の確認の重要性について再考されたい。
- ② 施設点検報告書について、報告書の指摘事項への対応が遅れている事例が見受けられた。安全管理などの観点から報告書受領後、迅速に対応するように努められたい。
- ③ 備品台帳について、廃棄時に台帳から削除されていない事例が見受けられた。記述方法等、市と同様の取扱いとし、適切に管理されたい。